

一宮町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、一宮町地域公共交通活性化協議会規約第10条の規定に基づき、一宮町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、町長が指名する課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、町長が指名する職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、一宮町文書管理規程（平成12年一宮町訓令第1号）の例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、一宮町公印規程（昭和58年一宮町規程第3号）の例による。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年2月13日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
一宮町地域 公共交通活性化協議会 長の印	協議会長 通行活性化 公共交地域	てん書	21mm× 21mm	会長名を もって発 する文書	1個	事務局長